

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの
改定等に係る検討会（第13回）
議事概要 要旨版

開催日時：令和6年7月22日（水）13:30～14:50

開催場所：オンライン会議

議 事：

1. 令和5年度の検討を踏まえた改定方針
2. その他について

○：構成員 ●：総務省（事務局）

1. 令和5年度の検討を踏まえた改定方針

- サービスの安全性の根拠が ISMAP 登録サービスとなっている場合でも、ISMAP に登録されているサービスに係る責任範囲を正確に見極める必要がある趣旨を上手く伝えるようにしてもらいたい。
- ISMAP の保証範囲について、誤解を生まないように周知していきたい。
- マルチベンダーで実施する際は、特に自治体側の主体的な指導が必要であることをガイドラインにもう少し書き込みをしてもらいたい。
- マルチベンダーの際に、自治体側が間に立って調整役を担うことについて伝えるように案文を検討し、またご相談させていただきたい。
- 地方公共団体とベンダー間において、責任分界点や SLA が適正か確認する必要がある。
- 適正な責任分界点、SLA であることを十分に確認することの記載を検討する。
- セキュリティポリシーを公表することで法律的な裏付けができることは喜ばしいことだが、細かくセキュリティポリシーを公表すると、かえって攻撃者側に有利になるため公表する範囲を明確化することが望ましい。
- 住民にセキュリティ確保の方針を定め対応してくことを説明するアカウントビリティの観点も、自治法でセキュリティ確保に関する方針を公表する趣旨としているため、基本方針レベルで公表することを想定している。
- 機密性 3A についても、ガイドラインの第3編に例文や特定秘密の保護に関する法律での扱

いについて補足を入れてもらいたい。

- 機密性 3A については、今回見直しの契機である住民情報が 3A に含まれるのではないかと、という誤解が生まれないよう手当していく。
- ガイドラインの第 4 編を本編に統一する作業は今年度実施する想定なのか教えてもらいたい。
- 第 4 編で示していた内容は様々な論点の整理を実施する必要があるため、構成全体の見直しについては追って検討をする考えである。
- 国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会を受けて検討する内容について、スケジュール感を確認したい。
- 国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオの内容についてはデジタル庁と調査研究実証に向け話し合いを始めている。デジタル庁と総務省の検討内容はセキュリティポリシーにも非常に係ってくるため、本検討会委員の皆様にも適宜、状況報告を実施していく。
- 情報システムの品質管理について、標準化システムと標準化外システムのシステム間連携部分の品質管理に関しても自治体側の役割や留意事項を確認する必要があると思う。
- 情報システムの品質管理についてコンビニ交付の誤交付事案があるため、まずはマルチベンダーにという観点を踏まえて、自治体がベンダーに対し何の情報提示を求めるかを示す方向で考えている。
- SLA が未達の場合でも追加請求や損害賠償請求等、契約不適合に基づく請求権が認められるための民法上の要件に該当するのを書き込んでもらいたい。ベンダーとの契約条項の問題や契約範囲の注意喚起を行うことを踏まえると、SQL インジェクション事件の裁判例の事案を例として追記しても良いのではと思う。
- 構成員より情報を提供いただき SQL インジェクションの判例を資料に記載した。この資料を示した際に地方公共団体側に記載が不足する契約条項でも問題がないという誤解を与えないか懸念がある。また他に追加すべき判例はないか教えていただきたい。
- 広く免責を認める契約を締結した後でも、重過失がある場合 SQL インジェクション事件のような責任追及ができる可能性があることを別途誤解のないように記載しても良いのではと思う。
- 後の裁判対策ではなく、まずは SLA や責任分界点の規定の契約を締結する際に不利な契約を避けるべきことを強調すべきと考えている。

- PaaS レベル、IaaS レベルで ISMAP に登録されているが、アクセス制御やデータ暗号化等が保証されていない事例もある。適切なクラウドサービスを選択できるよう、どこまで ISMAP 登録サービスで認められている内容なのか記載してもらいたい。
- ISMAP 登録サービスの言明対象を正確に確認すべきということが伝わるように明記する。
- 今回のコンビニ交付の誤交付事案において、ベンダーがパッケージソフトを利用している。マルチベンダーの観点に加え、パッケージソフトの利用という観点からも自治体側の取り組むべき内容について明記してほしい。
- パッケージソフトの留意事項は請負事業者の知見を借りつつ、記載内容を検討していく。

2. その他について

- 本日の会議をもって、地方公共団体に意見照会を行うこととする。皆様、ありがとうございました。

以上